

令和 6 年度事業計画書

公益社団法人 全国行政相談委員連合協議会

令和6年度 事業計画

I 方針

社会・経済情勢が大きく変化する中、国民と行政とをつなぐ懸け橋として、国民の行政に関する苦情の解決の促進のために活動している行政相談委員（以下「委員」という。）の役割はますます重要なものとなっている。

一方で、委員制度の認知度の向上は依然として大きな課題となっており、また、大規模災害の発生、少子・高齢化やデジタル化の進展も委員活動に大きな影響を及ぼしている。

このような状況の中で、委員各自が委員制度の意義と重要性を深く認識し、総務省と連携して、委員制度に対する国民の理解を深める活動を充実するとともに、社会の急激な変化に対応した委員活動を推進していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、全国行政相談委員連合協議会（以下「全相協」という。）は、行政の民主的な運営に寄与するため、各地の行政相談委員協議会（以下「地相協」という。）や行政相談委員連合協議会（以下「広相協」という。）と協力し、委員活動支援事業の一層の充実を図っていく必要がある。

このような認識の下、令和6年度においては、次の事項に重点を置いて、効果的な事業の実施に努めるものとする。

- ① 委員活動を支援するための各種資料等の作成・配布事業については、委員のニーズ、意見等の反映に努め、より多くの委員による活用促進を図る。
- ② 地相協や広相協が企画する委員研修等を支援するための研修助成事業については、助成費を増額し、研修内容の充実とすべての地相協での活用を図る。
- ③ 大規模自然災害が発生した際に委員や地相協・広相協が行う被災者向け相談活動に対し、助成金の交付などの支援を積極的に行う。

また、令和6年能登半島地震の被災地域の委員活動を支援するため、全国の委員に対する義援金の募集などできる限りの支援措置を講ずる

- ④ 創生事業については、近年の低金利下において、当分の間、創生事業特定資産の運用収入の増加が見込めないことから、各地相協に対する助成金の配分は、毎年度の当該運用収入の範囲内で行うこととする。

創生事業特定資産の造成については、目標額（3億円）の達成に向けて、地相協及び広相協の協力を得つつ、昨年8月に開始した「創生事業特定資産への寄附のお願い」の取組みの促進に努める。

- ⑤ 地相協や広相協の活動の活性化に資するため、地相協・広相協の会長や事務局長等に対する全相協の理事会結果等の連絡を緊密に行うとともに、地相協・広相協の役員会や研修会等に全相協会長等が参加し意見交換する機会の拡大を図る。

また、「社会の急激な変化に対応した行政相談委員の活動のあり方に関する検討会報告書」（令和5年2月）で示された諸課題の解消に努める。

II 事業計画

1 行政相談委員活動支援事業（公益目的事業1）

(1) 委員活動を支援するための各種資料等の作成・配布事業

委員活動を支援するための各種資料等の作成・配布事業については、委員のニーズ、意見等の反映に努め、より多くの委員による活用促進を図る。

令和6年度においては、次の資料等を作成し委員を通じ国民に配布する。

① 季刊行政相談

行政相談に関する最新情報を満載した唯一の専門誌「季刊行政相談」を年4回発行し、委員及び市区町村の行政相談担当窓口等に配布する。

② 委員制度の啓発宣伝用リーフレット及びパンフレット

委員制度の啓発宣伝用リーフレット「ご存知ですか？あなたの街の行政相談委員」(令和6年度版) 及びパンフレット「ご存じですか？行政相談」を作成し、委員を通じ各種イベントや行政相談出前教室(講座)、行政相談懇談会などで配布するほか、公的施設等への備え付け等の多様な方法による活用を推進する。

③ くらしに役立つ「豆知識」

自然災害などにより被災した場合の生活再建制度の概要をわかりやすく解説した「くらしに役立つ『豆知識』」いざというときに役立つ災害復旧の手掛けかり」を作成し委員を通じ国民に配布する。

④ 行政相談委員手帳

行政相談委員法等の委員活動の根拠や活動範囲、最近の行政相談実績など、委員活動に必要な基礎情報を掲載した「行政相談委員手帳」(令和7年版)を作成し委員に頒布する。

⑤ その他委員活動の参考書

令和6年度は、新たに「行政相談事例集」(改訂版)及び「行政相談活動に役立つICT入門～キクーンのスマホ講座～(仮称)」を作成し委員に頒布する。

このほか、引き続き「行政相談委員交流フォーラム」、「行政相談委員のためのHOW TO行政相談」、「行政相談出前教室開催の手引き」、「行政相談事例集(実践編)」及び「行政相談委員制度60周年記念誌」を作成し委員に頒布する。

⑥ 委員活動支援グッズ

委員が啓発宣伝活動や相談活動を行う際に使用するベスト及びバナースタンドを作成し委員に頒布する。

(2) 研修助成事業

① 広相協等が企画し全相協と共に実行する広域的な委員研修に対する助成事業については、助成費を増額し研修内容の充実を図る。

② 地相協が企画する経験の浅い委員を対象とした研修や委員の自主研修会等に対する助成事業については、助成費を増額し研修内容の充実を図るとともに、すべての地相協での活用を図る。

(3) 大震災等支援助成事業等

- ① 大規模な自然災害が発生した際に委員や地相協・広相協が行う被災者向け相談活動を支援するため、「大震災支援助成費取扱要領」(令和2年3月9日 会長決定)に基づき、当該活動経費に対する助成を行う。また、被災地域のニーズに応じて、全相協発行資料等の提供などの支援を積極的に行う。
- ② 令和6年能登半島地震の被災地域の委員活動を支援するため、総務省の協力を得つつ、全国の委員に対する義援金の募集などできる限りの支援措置を講ずる。

(4) 行政相談に関する調査研究及び資料の収集・提供と国際交流等

- ① 行政相談に関する調査研究及び資料の収集を行うとともに、諸外国のオンブズマン等との交流を図り、得られた委員活動の参考となる情報を季刊行政相談や全相協ホームページ等を通じて委員に提供する。
- ② 男女共同参画推進連携会議、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム、全国苦情救済・オンブズマン制度連絡会、日本オンブズマン学会等に参加し、委員活動の参考となる情報の収集・提供に努める。

2 行政相談委員活動支援事業（創生事業）【公益目的事業2】

(1) 創生事業に対する助成

創生事業については、引き続き、地相協が地域の特性に応じて行う委員制度の啓発宣伝、委員の研修などの事業を対象に助成する。

各地相協に対する助成金の配分は、近年の低金利下において、当分の間、創生事業特定資産の運用収入の増加が見込めないことから、毎年度の当該運用収入の範囲内で行うこととする。

(2) 創生事業特定資産の造成

創生事業特定資産の造成については、目標額（3億円）の達成に向けて、地相協及び広相協の協力を得つつ、昨年8月に開始した「創生事業特定資産への寄附のお願い」の取組みの促進に努める。

3 管理業務

(1) 委員や地相協・広相協との連絡・情報交換等

① 地相協や広相協との連絡・連携

地相協や広相協の活動の活性化に資するため、地相協・広相協の会長や事務局長等に対する全相協の理事会結果等の連絡を緊密に行うとともに、地相協・広相協の役員会や研修会等に全相協会長等が参加し意見交換する機会の拡大を図る。

また、「社会の急激な変化に対応した行政相談委員の活動のあり方に関する検討会報告書」(令和5年2月)で示された諸課題の解消に努める。

② 全相協だよりの発行、配布

全相協の事業活動を委員に周知するため、「全相協だより」を作成し全委員に配布する。

(2) 頸彰及び補償

① 頸 彰

表彰規程（平成 29 年 5 月 12 日 理事会決定）に基づき、委員活動及びその支援活動に功績のあった者又は団体に対し、全相協会長の表彰状又は感謝状を贈呈する。

委員活動の支援に顕著な貢献のあった者又は団体に対する表彰について、一層の活用を図り委員制度の認知度アップに資する。

② 補 償

委員が行政相談業務従事中に被災した事故などに対処するため、傷害保険に加入する。

(3) 賛助会員の募集

全相協の活動に対する理解と支援を増進するため、賛助会員の募集に努める。